

徳島県告示第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の事務所の所在地及び名称
鳴門市大麻町
三俣土地改良区
- 2 認可年月日
令和8年5月7日